

登録移転とは、現在宅地建物取引士の登録をしている都道府県以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事し、又は従事しようとするときに、登録を移転できる制度です。**単に住所を変更したというだけでは登録移転できませんので御注意ください。**

※登録移転しなくても、別の都道府県で宅地建物取引に関する業務に従事することはできます。また、宮崎県登録の宅地建物取引士の方の場合、他の都道府県で実施する法定講習を受講することもできます(受講前に、法定講習受講許可願提出)。

※登録事項(氏名、住所、本籍、従事先)に変更がある場合は、登録移転申請前に、現在登録している都道府県に変更登録申請をする必要があります。

書類提出前に、この「書類一覧」で必要書類の漏れがないか御確認ください。

○宅地建物取引士 登録移転申請等 書類一覧

◆他都道府県→宮崎県に登録移転(転入)

以下の書類2部(正本1部、副本1部)を、**現在登録している都道府県に御提出**ください(写真は正副両方に貼付。それ以外は副本はコピーで可)。

書類の名称、必要書類等	備考
1 【様式第六号の二】登録移転申請書	宛名は 宮崎県知事
2 顔写真 2枚	同一のもの。縦3cm×横2.4cm、顔の大きさ2cm程度。6月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上半身、無背景の写真。写真の裏面に申請者の氏名及び登録番号を記入(表面にインクがにじまないように、また、凹凸が出ないように注意)。
3 宮崎県 収入証紙8,000円分	登録移転申請手数料。申請書に貼付(申請者側で消印しないでください)。
4 就労証明書	宮崎県内 で宅地建物取引業に従事している(しようとする)ことを証する書面

◆宅地建物取引士証の交付

現在、宅地建物取引士証の交付を受けている方は、登録移転完了と同時に従来の宅地建物取引士証は失効しますので、必要な方は、以下の書類2部(正本1部、副本1部、副本は写真を含めコピー可)を登録移転の申請とともに、**現在登録している都道府県に御提出**ください。また、登録移転を理由とする場合宅地建物取引士証の交付に対し法定講習を受講する必要はありませんが、有効期間は元の宅地建物取引士証の残存期間となります。有効期限が間近に迫っている場合は手続き中に有効期間が切れる可能性があるため、手続きの前に**宮崎県の窓口**にお問い合わせください。

書類の名称、必要書類等	備考
1 【様式第七号の二の二】宅地建物取引士証交付申請書	宛名は 宮崎県知事 「申請の種類」は「3.登録の移転」を選択してください。
2 顔写真 2枚	同一のもの。縦3cm×横2.4cm、顔の大きさ2cm程度。6月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上半身、無背景の写真。写真の裏面に申請者の氏名及び登録番号を記入(表面にインクがにじまないように、また、凹凸が出ないように注意)。 1枚は申請書正本に貼付、もう1枚は表面にキズがつかないように袋に入れるなどして添付してください。
3 宮崎県 収入証紙4,500円分	交付申請手数料。申請書に貼付(申請者側で消印しないでください)。

◆宮崎県→他都道府県に登録移転(転出)

以下の書類2部(正本1部、副本1部)を、**宮崎県に御提出**ください。なお、以下は一般的なものであり、都道府県によって取扱いが異なる場合がありますので、必ず移転先の担当窓口の様式、手続き、必要数等について御確認ください。

書類の名称、必要書類等	備考
1 【様式第六号の二】登録移転申請書	申請の宛名は 移転先の都道府県知事
2 顔写真	枚数や仕様については、 移転先の都道府県 にお問い合わせください。
3 移転先の都道府県 収入証紙等	申請書貼付用。 ※金額、証紙・収納シール等の別は、 移転先の都道府県 にお問い合わせください。
4 宅地建物取引業に従事している(しようとする)ことの証明書	移転先の都道府県内 で宅地建物取引業に従事している(しようとする)ことを証する書面 ※移転先によって、就労証明書、在職証明書等名称が異なったり、様式が異なる場合がありますので、必ず御確認ください。

◆宅地建物取引士証の交付

宅地建物取引士証の取扱いは転入の場合と同様。以下の書類2部(正本1部、副本1部)を登録移転の申請とともに**宮崎県に御提出**ください。なお、この場合の有効期間は従来の残存期間です。

書類の名称、必要書類等	備考
1 【様式第七号の二の二】宅地建物取引士証交付申請書	宛名は 移転先の都道府県知事 「申請の種類」は「3.登録の移転」を選択してください。
2 顔写真	※枚数や仕様は、 移転先の都道府県 にお問い合わせください。
3 移転先の都道府県 収入証紙等	申請書貼付用。 ※金額、証紙・収納シール等の別は、 移転先の都道府県 にお問い合わせください。